

銚田市自動販売機設置事業者募集要項

銚田市では、市有財産の一層の有効活用と自主財源確保を図るため、銚田市本庁舎敷地内に自動販売機設置事業者を募集し、一般競争入札により決定します。

入札に参加を希望する方は、入札公告及びこの募集要項を確認のうえ、入札に参加してください。

1 入札件名及び入札物件

(1) 入札件名 銚田市役所本庁舎敷地内清涼飲料水等自動販売機設置事業者募集

(2) 入札物件 5 件

別紙「入札物件一覧表」の物件番号ごとに、一般競争入札により、自動販売機の設置事業者を決定します。なお、各物件の最低使用料（年額・税抜き）は、別紙「入札物件一覧表」のとおりです。

(3) その他

- ①物件番号に係る設置場所ごとに、自動販売機 1 台（設置許容寸法以下のもの）を設置できるものとします。
- ②回収ボックスの設置については、「4 使用許可上の条件等」の（5）によります。なお、回収ボックスの設置方法の詳細については、庁舎管理者と協議のうえ、決定するものとします。
- ③最低使用料には、電気料金等の光熱水費は含まないものとします。なお、電気料金については、「4 使用許可上の条件等」の（2）によります。

2 使用許可予定期間

令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 0 年 9 月 3 0 日まで（3 年間）

3 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り、入札に参加することができます。

- (1) 銚田市内に本店（住所）があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び第 2 項の規定に基づく銚田市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをされていない者であること又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。

- (4) 鉾田市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 9 日条例第 13 号）第 2 条第 1 号から第 3 号に規定するものでないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 自動販売機の設置業務について、公告の日において引き続き 3 年以上営業を行っている者であること。
- (7) 市町村税等（国税、県税を含む。）を滞納していないこと。
- (8) 市が定めた一般競争入札参加申請に必要な書類をすべて提出できること。

4 使用許可上の条件等

(1) 使用許可の内容

この使用許可は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく行政財産の使用許可（行政財産の目的外使用）です。（借地借家法の適用はありません。）

(2) 使用料等

- ① 使用料（年額）は、市が設定する最低使用料以上で、最高の入札価格をもって使用料とします。なお、使用料（年額）は、許可種別が「建物」の入札物件にあっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額となり、許可種別が「土地」の入札物件にあっては、入札書に記載された金額となります（消費税及び地方消費税はかかりません。）。

- ② 使用料は、各年度に市が発行する納入通知書により、市が指定する日までに納入してください。

- ③ 電気料金は設置事業者の実費負担とし、各設置事業者において電気使用量計測子メーターを設置することとします。なお、設置に際して、新たに電気の引き込みが生じる場合は、設置事業者の負担となります。

また、計測により算出した電気料金は年 1 回払いとし、市が発行する納入通知書により、指定期日までに納入してください。

※ 電気料金とは電力量料金、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び消費税等相当額である。なお、法改正等により制度変更があった場合には、変更後の制度によるものとします。

- ④ その他、自動販売機の設置及び撤去並びに維持管理等に係る一切の費用は、設置事業者の負担とします。

(3) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

- ① 本件入札により落札できる区画は、1 者 1 区画とする。
- ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、若しくは担保の目的に供してはならない。

- ③ 販売価格は、メーカー希望小売価格以下とすること。
- ④ 販売品目は清涼飲料水等の飲物とし、酒類・タバコ又はその類似品の販売は行ってはならないものとする。なお、販売品目の具体的な構成については、市と協議すること。
- ⑤ 販売品目の形態は、「飲料水」にあつては、缶、ビン、ペットボトル及び紙パックなど密閉容器に入った商品であること。
- ⑥ 設置事業者は、災害発生時に、銚田市が飲料の提供を必要とした場合に、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供すること。
- ⑦ 設置事業者は、市が指定する日までに自動販売機電気使用量報告書を提出すること。
- ⑧ 設置事業者は、毎月の売上本数及び売上金額を、毎年度末締めにて4月10日までに報告すること。なお、最終年度にあつては10月10日までに報告すること。（閉庁日の場合は、その直前の開庁日とする。）
- ⑨ 自動販売機の設置及び撤去の作業は、使用許可期間内に完了すること。
- ⑩ 自動販売機の設置及び撤去の作業は、銚田市役所本庁舎の窓口業務時間外に行うこと。

（４） 自動販売機の仕様等

設置する自動販売機は、次に掲げる条件を満たした仕様としてください。

- ① 設置する自動販売機は、ノンフロン対応など環境に配慮したものであること。
- ② 設置する自動販売機は、「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種であること。
- ③ 設置する自動販売機は、設置場所の周辺環境に配慮し、ユニバーサルデザイン機の設置に努めること。
- ④ 設置する自動販売機については、「災害対応型自動販売機」の設置に努めること。災害対応型自動販売機が設置出来ない場合は、機器設置の際に、自動販売機内の飲料の無償提供方法について、施設管理者と打合せを行い、予め明確にしておくこと（フリーベンドキー等）。
- ⑤ 自動販売機の設置にあたっては、施設の躯体に負担がかからない方法により、転倒防止などの安全に十分配慮すること。なお、自動販売機に係る事故に関して、庁舎管理者の責任によることが明らかな場合を除き、庁舎管理者は一切責任を負いません。
- ⑥ 自動販売機は、漏電遮断機付のものとする。

（５） 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理（つり銭の補充を含む。）などの自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 販売する品目の容器等の種類に応じた使用済み容器等の回収ボックスを必要数設置し、使用済み容器等は設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルすること。また、回収ボックスから使用済み容器等があふれないよう周囲に散乱しない対策を講じること。

- ③ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(6) 許可の取消し

- ① 公用又は公共用に供するため必要が生じたときは、市は使用許可の取り消しをすることがあります。この場合、市の取り消しにより設置事業者が生じた損失を、市は補償しないものとします。
- ② 使用上の条件等に違反する行為があると認められるとき又は入札参加資格要件に適合しない状況となったときは、使用許可の取り消しをすることがあります。

(7) 使用許可場所の返還

使用許可期間満了及び許可取り消し等により自動販売機を撤去する場合は、設置事業者の責任と負担により原状回復を行い、市による確認を受けなければなりません。なお、設置事業者の都合により、使用許可期間満了前に解除する場合は、3か月前に申し出るものとし、市は納入済み使用料を返還しません。

(8) 自動販売機設置に伴う事故

市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負います。

(9) その他

- ① 市有施設における自動販売機の利用状況等により、自動販売機を増設することがあります。
- ② この要項の定めのほか、運営に関し疑義がある時、又は使用について疑義が生じたときは、双方協議のうえ定めるものとし、協議が整わないときは、市の解釈により決定するものとします。

5 設置場所及び面積

- (1) 自動販売機の設置場所は、「茨城県鉾田市鉾田 1 4 4 4 番地 1 鉾田市役所本庁舎敷地内の一部」で鉾田市が指定する位置とします。設置場所については、「自動販売機設置場所位置図」を参照してください。
- (2) 自動販売機の設置許容寸法については、「入札物件一覧表」のとおりとし、放熱余地及び自動販売機転倒防止器具等を含むものとします。
- (3) 現場確認を必要とする場合は、鉾田市財政課管財係へ事前に連絡してください。

6 使用許可上の条件等に関する質疑及び回答

- (1) 質疑方法等
使用許可上の条件等に関する質疑がある場合は、書面（様式は任意のものとし、件名・質問者の住所・氏名・連絡先を明記のこと）により、FAXにより提出するものとします。
※ 送信後、確認のため財政課〔電話 0291-36-7155（直通）〕へ連絡すること。
- (2) 質疑受付
公告の日から 令和7年8月25日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時まで
- (3) 提出先
鉾田市政策企画部財政課 FAX 0291-32-4443
※ 送信する際は、財政課宛であることを明記すること。
- (4) 回答期限
質問に対する回答は、令和7年8月27日（水）までに鉾田市公式ホームページ内の「自動販売機設置事業者の募集」に公表します。（ホーム>事業者向け>自動販売機設置事業者の募集）

7 入札参加資格確認申請

入札に参加を希望する方は、入札参加資格確認に係る書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けてください。

- (1) 申請期間 公告の日から 令和7年8月22日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 提出方法 持参により提出すること。
- (3) 提出先 〒311-1592 鉾田市鉾田 1 4 4 4 番地 1
鉾田市政策企画部財政課 0291-36-7155（直通）

(4) 申請書類（提出各1部）

区分	申請書類	法人	個人	備 考
①	一般競争入札参加資格確認申請書	○	○	
②	誓約書	○	○	
③	住民票	—	○	・発行後3か月以内のもの。
④	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し	○	—	
⑤	印鑑証明書の写し	○	○	
⑥	未納の税額がないことの証明書（詳細は、以下のとおり）の写し	○	○	
⑦	設置する自動販売機・回収ボックスのカタログ等仕様の分かるもの（写し可）	○	○	
⑧	委任状 ※営業所長等に入札及び契約事務の一切を委任する場合のみ	○	—	
⑨	自動販売機設置実績報告書	○	○	
⑩	返信用封筒 （110円分の切手を貼り、申込者の住所氏名（所在名称）を明記のこと）	○	○	

※ 複数物件に申し込む場合、「一般競争入札参加資格確認申請書」は申し込む物件毎に提出してください。なお、「一般競争入札参加資格確認申請書」以外のものについては1部ずつの提出で可とします。

※ ①、②、⑧及び⑨には実印を押印してください。

※ ⑦のうち回収ボックスは、大きさや分別種類などがわかるものであれば、写真などでも可とします。

※ 提出書類は返却しません。

※ ⑥ 未納の税額がないことの証明書について

未納の税額がないことの証明書については、以下のものを提出して下さい。なお県税は茨城県に納税義務がある方のみ、市税は鉾田市に納税義務がある方のみ提出して下さい。

（法人の場合）

- ・ 国税…法人税、消費税及び地方消費税（様式その3の3）
- ・ 県税…法人県民税及び法人事業税（様式40号の4（ア））
- ・ 市税…法人市民税、固定資産税、軽自動車税（未納がないことの証明書）

（個人の場合）

- ・ 国税…所得税、消費税及び地方消費税（様式その3の2）

- ・ 県税・・・個人事業税（様式 40 号の 4（ア））
- ・ 市税・・・市県民税，固定資産税，軽自動車税，国民健康保険税（未納がないことの証明書）

8 入札参加資格の確認等

- （１） 上記の申請書類により，入札参加資格の有無を確認し，審査を行います。審査結果は，入札参加資格確認申請書に記載されている担当者に，入札参加資格確認結果通知書を送付します。

送付予定日は 令和 7 年 8 月 26 日（火） です。

- （２） 当該結果の通知後であっても，不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消します。

9 入札及び開札の日時及び場所

- （１） 日時・場所

入札・開札日時	令和 7 年 9 月 5 日（金）	
	物件番号	入札・開札時間
	7 本庁舎 4	午後 4 時 00 分
	7 本庁舎 5	午後 4 時 05 分
	7 本庁舎 2	午後 4 時 10 分
	7 本庁舎 1	午後 4 時 15 分
	7 本庁舎 3	午後 4 時 20 分
入札・開札場所	茨城県鉾田市鉾田 1444 番地 1 鉾田市役所 2 階 応接室	

10 入札方法等

上記の手続きにより，入札参加資格があると確認された者は，以下の方法により，入札に参加するものとします。

- （１） 入札書の提出方法

- ① 入札は，郵便入札とします。

令和 7 年 9 月 4 日（木）の午後 4 時までに簡易書留郵便・一般書留郵便・配達証明郵便のいずれかで郵送してください。 別紙「郵便入札の取扱い」に基づき郵送すること。

- ② 送付先 〒311-1592

茨城県鉾田市鉾田 1444 番地 1

鉾田市役所 政策企画部 財政課あて

- ③ 入札書の日付は開札日とし、市指定の様式を使用してください。（鉾田市ホームページの自動販売機設置事業者の募集欄からダウンロードすること。）

- ④ 入札回数は 1 回とします。

⑤ 入札書に記載する金額は、使用料（単位：円，年額，税抜き）を記載してください。なお、入札書記載金額には、電気料金を含まないものとし、必ず最低使用料以上の金額を記載してください。

⑥ 封筒は任意の二重封筒とし、中封筒（入札書を入れる封筒）、表封筒（中封筒を入れる封筒）を作成のうえ郵送すること。別紙「郵便入札の取扱い」に基づき作成すること。複数の物件の入札に参加する場合は、案件毎に中封筒を作成し、1つの表封筒に入れてください。

（３） その他

① 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

② 本件入札により落札できる区画は、1者1区画としているため、先の行った入札により、落札者となった者は、同日行う他の自動販売機設置事業者募集に係る入札に参加出来ないものとします。（とりおり方式）

③ 提出した入札書の引き替え又は変更は認めない。

11 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても、入札を執行するものとします。

12 落札者の決定方法

（１） 開札後、入札物件に対し、市が設定する最低使用料以上で、最高の入札価格により入札した者を落札者とします。

（２） 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、別紙「郵便入札の取扱い」に基づき、くじにより落札者を決定します。

13 入札保証金及び契約保証金

免 除

14 入札の無効

（１） 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とします。

- ① 入札参加資格を有しない者のした入札
- ② 指定された方法で、所定の日時まで所定の場所に提出しない入札
- ③ 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- ④ 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- ⑤ 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- ⑥ 記名及び押印のない入札

- ⑦ 入札書の記載事項が確認できない入札又は鉛筆書きの入札
 - ⑧ 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
 - ⑨ 最低使用料未満の入札
 - ⑩ その他入札条件に違反した入札
 - ⑪ 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- （2） この要項において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者のした入札並びに自動販売機設置事業者募集に係る公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

15 行政財産目的外使用許可等

- （1） 設置事業者に決定した者は、令和7年9月10日（水）までに、次の書類を提出してください。
- ① 行政財産使用許可申請書（鉾田市指定様式）。
- （2） 使用料（年額）は、許可種別が「建物」の入札物件にあつては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額となり、許可種別が「土地」の入札物件にあつては、入札書に記載された金額となります（消費税及び地方消費税はかかりません。）。
- （3） 正当な理由がなく、指定期日までに使用許可申請を行わない場合、又は指定期日までの間に使用許可辞退が提出された場合は、落札者の決定を取消し、入札価格の高い順に使用許可の交渉を行います。
- （4） 本使用許可及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

16 問い合わせ先

〒311-1592

茨城県鉾田市鉾田1444番地1

鉾田市政策企画部財政課

TEL：0291-36-7155（直通）

FAX：0291-32-4443

（平日 午前8時30分から午後5時15分）